

統計トピックス

1 月 県民の懐事情とモラルの反映か ― 平成14年度国民年金徴収事情

2002（平成14）年度の県内国民年金保険料徴収不能額（不能欠損整理額）が50億7,161万円にも上った事が総務省石川行政評価事務所の調査で明らかになりました。

保険料の徴収権は納付義務から2年で消滅しますが、督促によりその時効は中断されます。しかし、現状では電話及び戸別訪問によっても相手に連絡を取れず（督促不能）それ以上十分な措置を講じることなく消滅時効をむかえている状況です。

なお、国民年金はその構造上保険料の納付義務は被保険者のモラルに負うところが大きく、また、制度への不信感からくる未納問題が今までも指摘されてきており、2002（平成14）年度の納付率が過去最悪の62.8%（県内71.4%）となっています。この傾向は特に若年層に強く、20代前半は47.4%、後半は49.4%と初めて5割を下回り（県内62.8%）、ここからも不況からくる親世代の収入の悪化や厳しい若年層の雇用状況が窺えます。

2 月 未成年者の喫煙は年間46億本！ ― 平成13年度喫煙行動調査結果より

市内の小学校で6年生時に禁煙教育を受けた児童の中学3年生時における追跡調査を行ったところ、教育を受けた生徒の喫煙経験が17.6%（男子21.1%、女子13.9%）だったのに対し、喫煙教育を受けていない生徒は30.4%（男子34.7%、女子25.3%）と10%以上多くなったことが判明しました。

喫煙が健康に重大な影響を及ぼす点を教育すると喫煙率を減らす効果があることは、海外ではよく知られていましたが、今回改めてこの点が実証されたことになりました。

しかし、2000（平成12）年旧厚生省研究班が全国10万6千人の中高生を対象に行った喫煙行動調査をもとに厚生労働省が推計した結果によると、12歳～19歳の未成年者が少なくとも年間46億2,200万本を喫煙しており、その消費額は当時多かった一箱250円で計算すると578億円、たばこ税額は354億円に上るという数字が出ています。

また、喫煙による間接的経済的損失は健康被害による超過医療費と労働力の損失を加えて7兆1,540億円になるとの試算（1999年）もあり、あらためて禁煙教育の早期義務化が望まれます。

3 月 フリーターの経済的損失は如何ほど？ ― フリーターの厳しい現状

民間シンクタンクの試算によると、2010年には定職を持たない、いわゆるフリーター人口が476万人と2001（平成13）年より59万人増えるとの結果が出ました。また、彼らがフリーターであることの経済的損失は税収1.2兆円、消費額8.8兆円、貯蓄3.5兆円になり、消費の抑制が名目GDP（国内総生産）を1.7ポイントも押し下げるとの数字も出ています。

いまや若年人口の5人に1人がフリーターともいわれ、平均的に所得の低いフリーターの増加が社会に及ぼす影響は無視できないものとなっていますが、当初の「将来の目的達成の為に定職につかず、生活のためにアルバイトをしている若者」といった自発的フリーターではなく、就職そのものをしたくない「現実逃避型」や就職難等による「でも・しか型」などといった非自発的フリーターが増えてきているといわれています。

国等の公共機関はフリーター支援として職業訓練の実施、専門学校で在籍する分野に関連した職場のアルバイト就業を単位として認める「日本版デュアルシステム」の導入、高校生の親に対する就業意識を高めるセミナーの開催等、様々な方策を打ち出していますが、まだ手探りの状態といえそうです。

しかし、企業の側にもこのところの景気回復傾向から新規採用を増やしており、特に従業員数500人未満の事業所の65.7%が25歳未満の若年フリーターに対して「いい人材がいれば採用したい」と潜在的採用意識を持っていることが、東京商工会議所が2003（平成15）年11月に行った新卒者等採用動向調査にも表れており、最終的には本人の就労意思と目的意識に委ねられそうです。